

## 7 飼育動物診療施設立入検査の実態と課題

○三宅結子 吉崎 浩<sup>1)</sup> 小山朗子<sup>2)</sup> 磯田加奈子

### 要 約

東京都では獣医事務を本庁と家畜保健衛生所の職員各 1 名で担当している。平成 24 年度から平成 27 年度の 4 年間に実施した獣医療法第 8 条に基づく立入検査件数は計 319 件だった。主な指導内容は、変更事項の届出及び獣医師免許の写しの未提出が多く、前者は 57 件後者は 44 件だった。構造設備に関する事項、管理者の遵守事項、診療簿及び検案簿等に関する事項は概ね遵守されていた。X 線に関する事項では、6 ヶ月毎の診療室漏えい測定未実施 113 件、従事者被ばく線量測定及び記録無し 75 件、定期点検未実施 71 件、各種注意事項標識未掲示や X 線装置使用記録未記録件数もそれぞれ 60 件以上あった。薬品管理に関しては、毒・劇薬及び劇物の分離保管未実施が 132 件と最多、次いで麻薬・向精神薬・毒薬の施錠保管未実施が 39 件だった。原因は関連する法令の認識不足によるもので、医薬品の分類を意識せずに使用している獣医師も多く見受けられた。広告制限の指導件数は 35 件あり、価格表示、ノミ・ダニ予防等の技能・療法や経歴を広告した事例があった。対策として、法令遵守のために、効率的に巡回し指導するとともに、補完事業として毎年飼育動物診療施設開設者講習会を開催し、法令の周知は、講習会および巡回時のハンドブック配布、都ホームページ掲載等様々な機会を通じて実施している。

東京都では獣医事務を、本庁食料安全課及び家畜保健衛生所（以下「家保」）の担当者各 1 名ずつ計 2 名で実施している。本庁は都内全域、家保は多摩地区を担当している。業務の一環として獣医療法（以下「法」）第 8 条に基づき飼育動物診療施設（以下「施設」）への立入検査を実施し、必要に応じて改善指導も行っている。検査結果は立入終了時に改善必要事項を記したものを 2 部作成し、1 部は立入施設へ渡し改善を指導、1 部は検査員が持ち帰り保管し、必要に応じて事後確認を行っている（図 1）。

今回、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間で計 319 件の立入検査を実施した結果をまとめた（図 2）。

立入検査結果 2部  
・立入施設管理者  
・検査員



改善指導



事後確認

図1 立入検査結果表及び検査の流れ

1) 東京都産業労働局農林水産部食料安全課

2) (公財)東京都農林水産振興財団青梅畜産センター

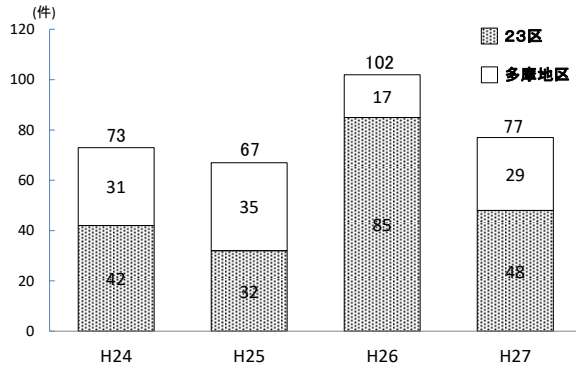


図2 飼育動物診療施設

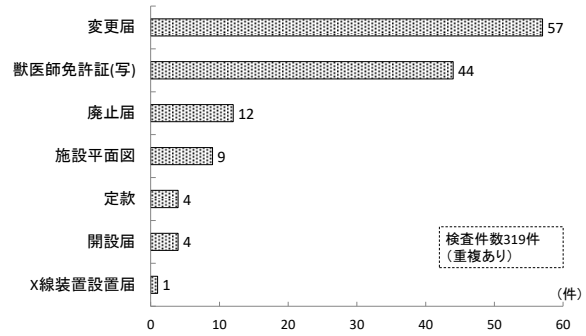


図3 届出書類に関する事項指導件数

## 確認事項及び検査結果

### 1 届出書類に関する事項

届出書類に関する事項は法第3条に基づき、事案が生じた日より10日以内に届け出ることとなっており、届出内容は同法施行規則(以下「規則」という)第1条により開設者の氏名及び住所、施設の名称及び住所、診療の業務を行う獣医師の氏名等となっている。

指導件数が多かったのは、変更事項届出の未提出及び獣医師免許証の写し未提出の2項目で、前者が57件後者が44件だった。これは診療獣医師の変更に伴い提出することになっている変更届と、その際に添付が必要である獣医師免許証の写しの未提出が多かったためである。

廃止届の未提出では、施設をペットホテルとして利用していた事例があった(図3)。

### 2 構造設備に関する事項

法第4及び5条にて、飼育動物の逸走防止に必要な設備を設けること、伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を隔離して収容すること、消毒設備を設けること等が定められている。

検査結果は、ほぼすべての施設で遵守されており、指導を行ったのは逸走防止設備不備が4件、感染防止設備不備、消毒設備不備、手術施設設備不備が各1件だった。

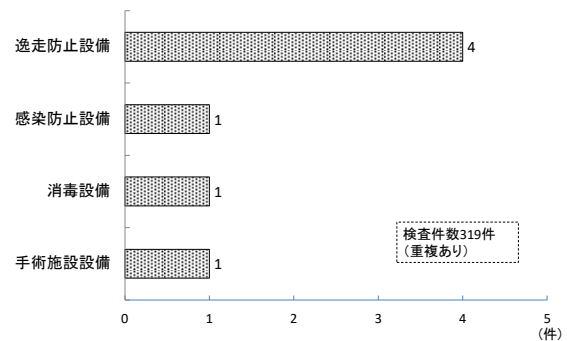


図4 構造設備に関する事項指導件数

### 3 管理者の遵守事項及び診療簿、診断者等の作成・記録・保存に関する事項

各施設とも意識が高くほとんどの施設で遵守されていた。指導が必要であった事例として、ペットショップ内の施設として開設届が出されていたが、診療台がレジ台と兼用となっている、診療簿も保管されていない等、整備・管理が行われていない施設があった。

### 4 エックス線に関する事項

6ヵ月毎に実施することになっているエックス(以下「X線」)線診療室の漏えい測定を行っていない施設113件、従事者の被ばく線量測定・記録がない施設75件、3年毎のX線装置の定期点検未実施71件、さらに従事者への注意事項未掲示、X線装置の使用記録未実施、飼育者への注意事項未掲示も各々60件以上あった(図5)。

原因は法及び規則(以下「法令」)の認識不足によるものがほとんどであり、使用記録に関して

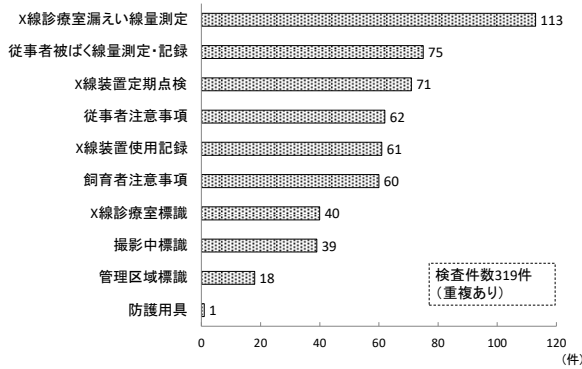


図5 エックス線に関する事項指導件数

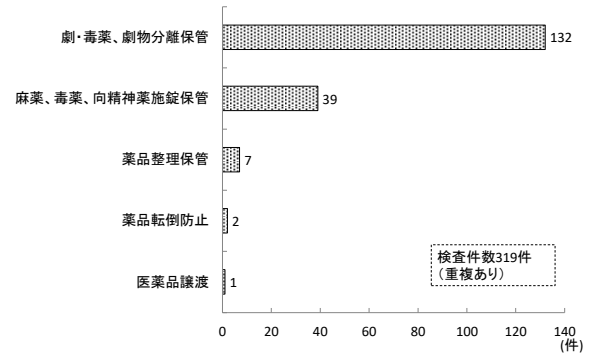


図6 薬品管理に関する事項指導件数

は使用時間の記録がなく、撮影毎にPCヘデータが保存されるため、その記録でよいと判断していた事例も多かった。

X線の使用は従事者等の健康に影響を及ぼす事項であり、事故が発生した場合は開設者や管理者の管理責任が問われる事項でもあるため、周知徹底していく必要がある。

## 5 医薬品の管理に関する事項

獣医師は、医薬品の管理についても関連法規を遵守しなければならない。

結果は、毒・劇薬及び劇物の分離保管未実施が1番多く計132件だった。次いで麻薬、毒薬、向精神薬の施錠分離保管未実施が39件だった。都では麻薬及び向精神薬取締法に関しては福祉保健局が所管しているが、当所で立入した際にも確認し、必要に応じて改善指導を行っている。

原因はX線に関する事項同様、法令の認識不足によるものが多く、使用医薬品の分類が向精神薬であるか毒劇薬であるか一般薬であるか意識せずに、症例別に保管して使用している獣医師も多く見受けられた。

麻薬に関しては、金庫に保管はしているが固定式金庫ではなく、また他の医薬品等と一緒に保管されていた事例があった(図6)。

## 6 広告の制限に関する事項

指導件数は35件だった。内容は、価格表示に関するもの、ノミ・ダニ予防といった技能・療法に関するもの、獣医師の経歴を広告した事例等があった。特徴として、通常の立入で確認した事例

の他、情報提供を受けて立入検査を実施した事例が複数あった。

## 課題と対策

指導事項が多かった項目は、変更等の届出、X線に関するもので、関連する法律では薬品に関するものであった。

農林水産省からは5年に1度の頻度で立入検査を実施するよう指導されているが、都では施設数が平成27年度末現在で1,621件と全国最多であるのに対し、立入実績が少ない。これは獣医事を専任する担当が本庁に1名いるのみで、家保担当者は他業務と兼務であり、2名で実施することとなっている立入検査には他の業務との調整が必要であることが要因である。また、施設側が休憩時間内の立入を希望するケースが多く、1日に複数の立入を実施するのが難しいことも原因となっている。現在は、開設後期間が短い施設や過去に一度も立入検査を実施していない施設を優先し、同時に近隣の施設も立入することで効率よく巡回するよう努めている。

獣医事に関する法令に関しては、年2回飼育動物診療施設開設者講習会(以下「講習会」)を開催することで周知を図っており、この講習会には例年200名前後の獣医師が出席している。

遵守事項について、法令の認識不足により要指導となるケースが多く、周知徹底が必要である。この点に関しては、積極的に講習会で取り上げて

いる。また、飼育動物診療施設開設者ハンドブック(以下「ハンドブック」)を作成し、配布している。内容は各種届出書類や添付書類に関すること。獣医療法をはじめとする各種関連法令及びその解説等となっており、法令の改正にも沿えるよう2年毎に改訂している。ハンドブックは届出提出のために来所した人、講習会開催時、立入検査時など様々な機会に配布している。

さらに、都庁ホームページ上にも「獣医師に関連する法令のページ」を掲載している。法律を守ることは施設を運営するためだけでなく、飼い主や従事者との信頼関係を築く上でも肝要である。

都では、今後とも様々な機会を利用して法令の遵守に向けて取り組んでいく。